

鳥取県公報

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

◇告 示

昭和三十八年度第四次自衛官募集要綱
保険医の登録

目 次

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの

基本測量の実施の終了

県道の路線の認定

道路の区域の決定

道路の供用の開始

県道の路線の廃止

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画事業の認可(二件)

風俗営業等取締法による聴聞

◇正 誤

昭和四十八年十二月鳥取県監査委員公告第一号中訂正
昭和四十八年十二月鳥取県告示第千四十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第一号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百七十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和四十八年度第四次自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和四十九年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 募集期間

昭和四十九年一月一日から昭和四十九年三月三十一日まで

二 試験期日

次に掲げる日以外の日とする。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町十八之三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市仲之町 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子広報センター

四 その他

(一) 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

- ア 筆記試験（国語（作文を含む）、社会及び数学）
- イ 身体検査
- ウ 適性検査及び口述試験

鳥取県告示第二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十九年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
佐藤 武夫	鳥医第一、八五六号	昭和四十八年十二月十四日
與儀 英明	一、八五七号	〃
久田 研二	一、八五八号	〃
田中 潔	一、八五九号	〃

鳥取県告示第三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
鎌沢産婦人科医院	米子市熊党一四二の七	昭和四十八年十二月一日
大山町国民健康保険 大山寺診療所	西伯郡大山町大山字上 野原一四五の三	二十七日
清水 齒科医院	鳥取市湯所町二丁目 二二二一	十一月二十日

鳥取県告示第四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
鎌沢産婦人科医院	米子市熊党 一四二の七	全国	昭和四十八年 十二月一日
大山町国民健康保険 大山寺診療所	西伯郡大山町大山字上 野原一四五の三	"	" 十二月二十七日
清水歯科医院	鳥取市湯所町二丁目 二二一	"	" 十一月二十日

鳥取県告示第五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一、八五六号	佐藤 武夫	昭和四十八年十二月十四日
" 一、八五七号	與儀 英明	"
" 一、八五八号	久田 研二	"
" 一、八五九号	田中 潔	"

鳥取県告示第六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類

基本測量

二 作業地域

溝口町、江府町、日野町、日南町、西伯町及び会見町

三 終了年月日

昭和四十八年十一月三十日

鳥取県告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
229	網代港大岩停車場線	岩美郡岩美町大字大谷	岩美郡岩美町大字大谷	

鳥取県告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十九年一月九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	網代港大岩停車場線	岩美郡岩美町大字大谷字西町田一四八二番の二の先から同町大字大谷字上赤梨子一九四〇番の四の先まで	四・〇 〃一二・五	一、九八六・〇
		岩美郡岩美町大字大谷字東町田浜二一八二番の二五三の先から同町大字大谷字東町田屋敷六四三番の三の先まで	三・一五 〃一四・〇	七七〇・〇

鳥取県告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十九年一月九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	網代港大岩停車場線	岩美郡岩美町大字大谷字東町田浜二一八二番の二五三の先から同町大字大谷字東町田屋敷六四三番の三の先まで	昭和四十九年一月八日
		岩美郡岩美町大字大谷字下高縄手二五五番の先から同町大字大谷字上赤梨子一九四〇番の四の先まで	

鳥取県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号	路線名	終点	重要な経過地
212	大岩停車場線	岩美郡岩美町大字大谷 岩美郡岩美町大字岩本	

鳥取県告示第十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画道路の變更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十九年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

赤碓町

二 都市計画事業の種類及び名称

赤碓都市計画公園事業 第二・二・一号 荒神公園

三 事業施行期間

昭和四十九年一月八日から昭和四十九年三月三十一日まで

四 事業地

東伯郡赤碓町大字赤碓字荒神西地内

鳥取県告示第十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第二・二・二十七号 相生第一公園

三 事業施行期間

昭和四十九年一月八日から昭和四十九年三月三十一日まで

四 事業地

鳥取市相生町二丁目地内

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年一月八日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十九年一月二十四日午後一時から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室(県庁七階)

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市行徳い四五七番地 井上 寿 幸

鳥取市弥生町三一七番地 瀧 尾 喜久子

正 誤

昭和四十八年十二月鳥取県監査委員公告第一号(監査結果の公表について) 中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

十 下 終わりから四 倉吉土木出張所 倉吉土木出張所

昭和四十八年十二月鳥取県告示第千四十二号(都市計画道路の変更について) 中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

四 下 十一 字砂見 字砂見

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】